

第13 国民の管理・統制の動き（マイナンバー制度）について

1 立法に至る経緯

2013（平成25）年3月、「番号関連4法案」（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」、「地方公共団体情報システム機構法案」及び「内閣法等の一部を改正する法律案」）が第183回通常国会に提出された。

衆議院は、同年5月9日、番号関連4法案のうち一部を修正の上可決し、同月24日、参議院での審議を経て同法案は可決・成立し、同月31日に公布された。

そして、2015（平成27）年10月5日に政省令とともに施行され、国民に対する番号通知がおこなわれて、個人番号カードの交付、マイナンバーの利用が開始されている。

2 マイナンバー制度の問題点

マイナンバー制度は、税の分野で納税者を特定する納税者番号を、国民と外国人住民の全員に付番して、社会保障分野（健康保険番号、介護保険番号、年金番号など）と共通の番号にするものである。

マイナンバーで個人識別されたデータは、「情報連携基盤」と呼ばれる中継システムを経由して相互に紐付けられるとともに、附則で定めた3年後見直しの際には、特に民間分野における利用拡大をも目指している。

そして、マイナンバーを裏面に記載したICカードを交付して、健康保険や年金手帳の機能を併せ持った身分証明証とすることもできるようにすることが構想されている。

すでに、住民基本台帳法改正により住基ネットが構築されていたが、住基ネットで取り扱われている情報は、主に本人確認情報だけであるのに対して、マイナンバー制で取り扱われる情報は、多種多様な情報であり、医療分野に関するレセプト情報も含まれ、その中には、傷病の名前等の詳細な情報も含まれることから、いわゆるセンシティブ情報が含まれている点で大きく異なっている。

そして、マイナンバー制度では、各種の情報をマイナンバーにより紐付けしてマッチング（突合）できることから、国民の勤務先や家族の情報、各種納税・社会保険料の支払状況、社会保障給付に関する情報、そして各種の経済活動や消費生活に関する情報が国家によって名寄せされて一元化されることになる。

これはまさに国民総背番号制であり、コンピュータ化された現在においては、この情報の一元化が実に容易になされることになっている。

そのため、いったんこれらの情報が流出した場合には、国民のプライバシー侵害という深刻な結果をもたらすものとなる。

このことは、2015（平成27）年6月1日に公表された日本年金機構における約125万件に上る情報漏えい事件が発生したことから、国民にとって、現実的な危惧感となっている。

また、アメリカや韓国など諸外国において深刻な社会問題になっている大量の情報漏洩や、なりすましなどのプライバシー侵害のリスクは極めて高くなる。

この制度は、個人情報の適切な取扱いを担保するために、独立性の高い第三者機関として特定個人情報保護委員会を設けることにしている。しかしながら、委員長及び4人の委員という構成であり、現状ではうち2人が非常勤となっていることから、第三者機関としての役割をどれだけ果たせるか疑問が残る。

また、その監督権限には、一部例外が認められており、捜査機関が利用する場合には、同委員会による監督は及ばないことになっているなど、広い例外が定められている。

マイナンバー制度は、そのメリットとされる所得の正確な把握は実際には不可能であることや、新たな社会保障制度の内容も決まらないことから、税と社会保障の一体改革のためにマイナンバーが必要であるなどとはいえないことなどが明らかとなっている。

マイナンバー制度は、以上のような問題点を有しており、国家の特定秘密を保護するための特定秘密保護法と相俟って、国家が国民に関するあらゆる情報を利用しやすくする一方で、国民には見えにくくなる事態を招くものである。

そして、官僚による情報の独占は、いずれ治安対策や思想統制に及び、国民の監視・統制を強めていくおそれがある。

日弁連は、2015（平成27）年8月9日に公表された読売新聞の世論調査において、マイナンバー制度を「知らない。」又は「名称は知っているが、内容は知らない。」と回答した人を合わせると52%にも上ることから分かるように、このマイナンバーがどのような目的で利用され、その管理にはどのような注意が必要であるのか、どのようなリスクがあるのかなどについての周知は決定的に不足していることや、住民票所在地と実際の居所とが異なっているために、通知カードを受け取れない国民や外国人住民も相当数に達すると見込まれる問題も存在することを指摘して、「このような周知不足・準備不足の状況の中で、マイナンバーを通知し、各法人等でその番号の収集を開始することとなれば、番号の目的外収集や漏えい、当該制度に便乗した詐欺行為等、相当の社会的混乱を招来するおそれが極めて高いと言わざるを得ない。」、「当連合会は、現行のマイナンバー制度自体が、プライバシー等に対する高い危険性を有しているものであるとして強く反対してきたところである。現状での施行には大きな危惧があるため、

本来ならば施行を延期すべきであるが、施行する以上は、上記の諸問題について速やかに対策を取り、プライバシー等に対する懸念や実務上の問題点の早急な解消を求めるものである。」との会長声明を公表しているところである（2015〔平成27〕年9月9日付「マイナンバー法の施行に関する会長声明」）。

3 マイナンバー制度施行後の状況

番号関連4法が施行されて2年が経過したが、地方自治体が配布する「マイナンバーカード」は、2017（平成29）年10月1日現在で、約1250万枚で、その普及率は10%に達していないことが明らかになっており（産経ニュース2017年10月5日）、まだまだ普及が進まない現状が明らかとなっている。

2019（平成31）年には、マイナンバーカードの本人確認がスマートフォンでできるようになる見込みとのことであるが、マイナンバーカードの取得が前提となっており、なりすましを防止するため、本人が自治体の窓口に出向く必要があり、その煩雑さがハードルとなっている現状がある。

2017（平成29）年11月からは、行政手続で書類の提出が不要となる情報連携の本格運用が開始されることになっているが、新しい業務システムの利用を職員が習熟していないことなどの運用上の過大も山積している（産経ニュース2017〔平成29〕年10月5日）。

仙台、東京、横浜、新潟、名古屋、金沢、大阪、福岡など全国各地の裁判所には、マイナンバー制度が憲法違反であるとして、各地の市民が原告となって違憲訴訟が提起されて審理されており、裁判所の判断が待たれるところである。

4 弁護士会の果たすべき役割

日弁連及び弁護士会は、マイナンバー制度に上記のような問題があることを認識した上で、施行された制度の運用を注視し、国民の管理・統制が行き過ぎて、国民のプライバシーを不当に侵害することがないように、政府に働きかけるべきである。